

平成 27 年度
京都府 BEMS 導入支援事業補助金

～ ICT (情報通信技術) を活用し、中小企業の省エネ・節電、コスト削減を応援! ～

交付申請の手引

公募期間：平成 27 年 5 月 11 日(月) ～ 平成 27 年 12 月 28 日(月)

【目次】

1. 補助事業の概要
2. 補助対象
3. 補助事業の流れ
4. その他・注意事項
5. 各様式別の記入例
6. 補助対象 BEMS 一覧



平成 27 年 5 月

1. 補助事業の概要

1-1. 補助事業概要

本事業は、中小企業者等の省エネ・節電やそれを通じたエネルギーコストの削減を支援するため、オフィスビルや商店などへのビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入に対して補助するものです。

- 補助対象者 中小企業者、有限責任事業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人 等
- 補助対象事業所 中小企業者等が自ら所有する京都府内の事業所（工場を除く。）
- 補助対象経費 BEMS の設備費・工事費（消費税分・地方消費税分を除く。）
- 補助率 補助対象経費の 1/2 以内
- 補助上限額 250 万円

※BEMS とは： Building Energy Management System の略で、建物に設置された設備、機器等のエネルギー使用量を「見える化」するとともに、効率よく「制御」することで、エネルギー消費量の最適化・低減を図るシステムです。なお、本補助事業では、「制御」機能を伴わない低廉なシステムも補助対象としておりますので、各事業者様の御予算やニーズに応じた最適なシステムをお選びいただけます。

1-2. 実施方法

本事業は、京都府から補助を受けて、一般社団法人京都スマートエネルギーイニチアチブ（以下「KISE」という。）が実施します。

本補助金の交付を希望する中小企業者等は、KISE が指定する BEMS の中から適当なものを選び、補助金交付申請書、及び添付書類を作成して KISE に提出してください。

本補助金の交付を受けた者は、BEMS 導入前後各 1 年間の電力使用状況の報告を、補助対象 BEMS 提供事業者を通じて行う必要があります。

※ 補助対象 BEMS 提供事業者（以下「BEMS 提供事業者」という。）とは：補助対象 BEMS の提供を行う事業者として、KISE に登録された事業者です。電力使用状況の報告など、BEMS を設置する補助事業者を支援します。（→p.23 補助対象 BEMS 一覧参照）

1-3. 公募期間

平成 27 年 5 月 11 日(月) ～ 平成 27 年 12 月 28 日(月)

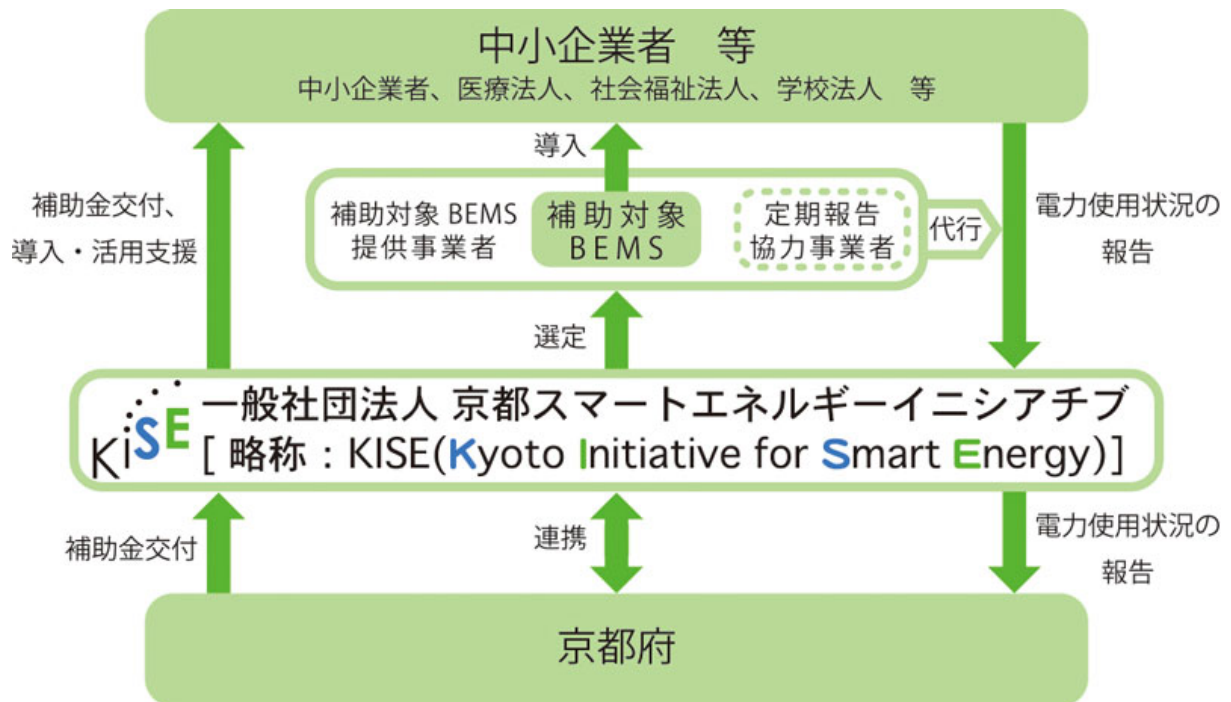
※ 予算額に達した場合、公募期間内であっても事業を終了する場合があります。

1-4. 交付決定

平成 27 年 5 月末までに交付申請あったものについては、第 1 回目として 6 月中旬に交付決定を予定し、その後は 1 ヶ月ごとに交付決定を行います。

1-5. 補助事業の実施体制

京都府と連携し、下記の体制で事業を実施します。



2. 補助対象

2-1. 補助対象となる事業者

京都府内に事業所を有する中小企業者等が補助対象事業者です。交付要領第2条は必ずご確認ください。

● 補助の対象となる事業者について（交付要領第2条より）

- (1) 中小企業（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者。ただし、次に掲げる者を除く）
 - ア 京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）第16条第2項、または、京都市地球温暖化対策条例（平成16年京都市条例第26号）第2条第1項第6号に規定する特定事業者。（以下「特定事業者」という。）
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者
 - ウ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
 - エ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者。
- (2) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業団体のうち、特定事業者でないもの。
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人
- (5) 学校法人
- (6) 前各号に準じるもので、KISE理事長が、特に交付の必要があると認める者

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者とならないものとする。

- (1) 京都府税を滞納している者
- (2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (8) 第2号から第6号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（第7号の場合を除く。）に、KISE理事長が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

2-2. 補助対象となる事業

中小企業者等が自ら所有する京都府内の事業所（工場（生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所）を除く）において、補助対象BEMSを導入する際の経費の補助を行います。

2-3. 補助対象システム・機器

KISEに登録されたBEMS提供事業者が提供する補助対象BEMSに対して補助を行います。補助対象BEMSについては、KISE Website（<http://kise.kyoto.jp/subsidy>）をご確認ください。

2-4. 補助対象経費

① 補助対象経費

補助対象 BEMS の設置に係る**設備費、工事費**が補助対象です。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

設備費：BEMS を構成する機器、ソフトウェア等の購入費。

工事費：BEMS を構成する機器の設置工事費、システム・情報通信ネットワークの構築費等の導入一時経費。設計費、BEMS 導入に伴い必要となる既存設備の改造費、検査費等を含む。

※ 補助対象とならない経費

- × 事業に関係のない工事費
- × 諸経費（交通費、会議費、等）
- × 消費税、地方消費税

② 補助率及び補助金上限額

補助対象 BEMS の導入に必要な**設備費、工事費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）**について、**補助率 1/2 を乗じて得られた額以内の額**について、補助を行います。ただし、算出した額が 250 万円を超える場合は、250 万円となります。

補助率：1/2 以内（消費税、地方消費税を除く）

上限額：250 万円

2-5. 補助事業期間

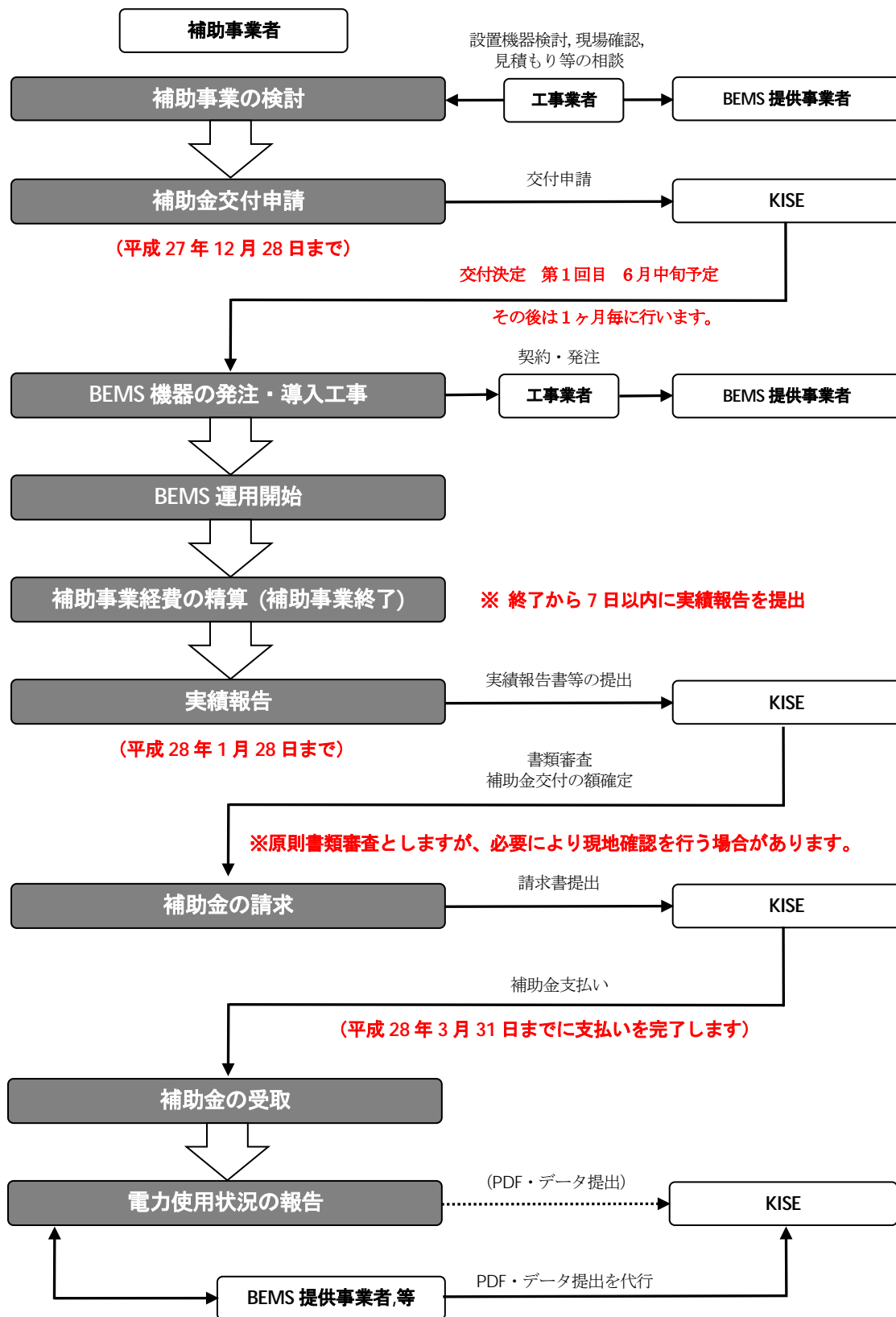
補助事業は、交付決定時期に関わらず、交付決定日以降に着手し、平成 28 年 1 月 29 日までに終了することが必要です。

※ 補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、「京都府 BEMS 導入支援事業補助金事前着手届」（様式第 4 号）の提出が必要です。

※ 交付申請前に事業に着手（契約行為や発注等）したのものについては、補助対象となりません。

3. 補助事業の流れ

3-1. 補助事業の流れ



3-2. 補助事業の検討

BEMS 提供事業者と相談しながら、省エネ・節電効果、費用対効果などを勘案し、導入する補助対象 BEMS の選定、事業スケジュール等を検討してください。

3-3. 補助金交付申請

様式第 1～4 号、申請書類チェックシートを、KISE Website (<http://kise.kyoto.jp/subsidy>) よりダウンロードし、交付申請に必要な書類（下表 0～12）を作成の上、提出（郵送）してください。

なお、申請書類のうち様式第 2 号と第 3 号については、データファイルを KISE 宛 (kise@kise.kyoto.jp) に送信してください。 様式第 2 号と第 3 号を含む Word ファイルは、PDF 化せずそのまま送信してください。

番号	提出書類	注意事項
0	申請書類チェックシート	チェックシートを必ずチェックし、申請書類の一番上につけて郵送してください。
1	補助金交付申請書（様式第 1 号）	p.12 記入例参照
2	事業計画書（様式第 2 号）	p.13 記入例参照 ※データ提出
3	事業収支予算書（様式第 3 号）	p.14 記入例参照 ※データ提出
4	法人登記事項証明書	原本 ※法人の場合 申請日前 3 箇月以内に発行されたもの
5	開業届または所得税等申告書	写し ※個人事業者の場合
6	BEMS 導入に関する見積書	写し 所要額の内訳がわかるもの
7	BEMS 機器設置予定場所の現状写真	写真に番号等を付け、8 の配置図との関係を明確すること。
8	BEMS 機器配置図	建物図面（縮尺任意）に BEMS 機器設置予定場所を明示したもの。設置予定場所に番号等を記入し、7 の現状写真との関係を明確にすること。
9	システム概要図	導入する BEMS のシステム構成、ネットワーク等の概要がわかるもの。
10	府税に滞納がないことの証明書	原本 申請日前 3 箇月以内に発行された納税証明書。所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合わせください。
11	事前着手届（様式第 4 号）	※補助金交付決定前に事前着手する場合 p.15 記入例参照

提出期限：平成 27 年 12 月 28 日(月)（必着）

申請書類提出先：

〒600-8085 京都市下京区葛籠屋町 515 番地 1
一般社団法人京都スマートエネルギーイニチアチブ
e-Mail：kise@kise.kyoto.jp

※全ての書類（原本書類を除く）について、ホッチキス留め、インデックスシールの貼り付けを行わないでください。

3-4. BEMS 機器の発注・導入工事

補助金交付申請内容について適正であると認められる場合、KISE は申請者に対して交付決定を行い、その旨通知を発送します。

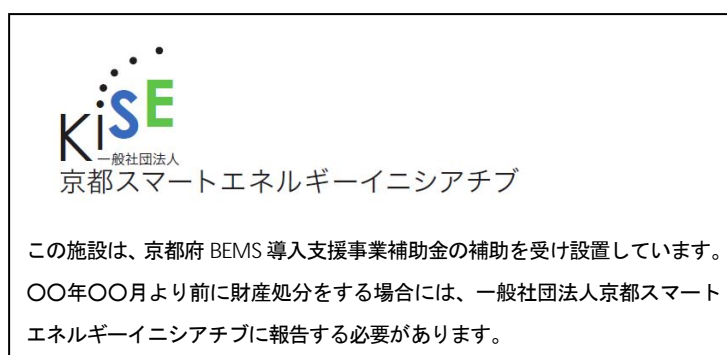
補助事業者は、交付決定後速やかに BEMS 提供事業者に発注を行い、BEMS システム・機器の導入工事を行ってください。

※ 交付決定前に、事業着手（契約行為や発注等）をする場合は、「京都府 BEMS 導入支援事業補助金事前着手届」（様式第 4 号）を必ず提出してください。

※ 交付決定後、申請内容を変更する場合や交付申請を取り下げる場合は、変更・中止の届け出を行う必要があります。（→4. その他・注意事項 参照）

3-5. BEMS 運用開始

工事完了後、本補助事業により導入した機器であることがわかるよう、別途送付する シールを主要装置の外観から見える位置に貼り、BEMS の運用を開始してください。



3-6. 補助事業経費の精算

補助事業の終了は、補助事業に係る経費の支払いが完了した時点とします。工事の完了時点ではありませんのでご注意ください。

支払い（手形の決済、クレジットカードの引き落としを含む。）は、交付決定時期に関わらず、平成 28 年 3 月 10 日までに完了することが必要です。平成 28 年 3 月 10 日以降の支払いは、補助対象となりません。

3-7. 実績報告

補助事業終了後 7 日以内に、以下の書類を作成し、KISE に提出（郵送）してください。なお、実績報告書類のうち様式第 8 号については、データファイルを KISE 宛 (kise@kise.kyoto.jp) に送信してください。様式第 8 号の Word ファイルは、PDF 化せずにそのまま送信してください。

実績報告を受けて、補助事業が適正に行われたかどうか書類による審査を行います。

番号	提出書類	注意事項
1	補助金実績報告書（様式第 7 号）	p.18 記入例参照
2	精算報告書（様式第 8 号）	p.19 記入例参照 ※データ提出
3	納入業者・施工者との契約書、また	発注書、請書等の写し

	は、契約日が確認できる書類	
4	納品書	写し
5	請求書	写し
6	経費の支払が確認できる資料	銀行振込票の写し・領収書の写し
7	事業の実施状況を確認できる写真	本事業により導入、設置した BEMS システム・機器がすべて把握できるようすること。また、シールを貼った装置は、シールを貼っていることが写真で判別できるようにすること。
8	その他	KISE 理事長が必要と認める資料

実績報告書類提出先：申請書提出先と同じ

※ 全ての書類（原本書類を除く）について、ホッチキス留め、インデックスシールの貼り付けを行わないでください。

※ 実績報告の審査の際に、補助事業者に対して対面、または、電話によりヒアリングを行う場合があります。

3-8. 補助金の請求

KISE は実績報告の審査後、補助金額を確定し、補助事業者に対し通知します。通知を受けた補助事業者は、交付額を確認し請求書（様式第 9 号）を指定された期日までに KISE に提出してください。

請求書提出先：申請書提出先と同じ

3-9. 補助金の受取

KISE は、期日までに請求書の提出を受けた場合、1 箇月程度で指定された口座に振り込みを行います。

3-10. 電力使用状況の報告

補助事業者は、補助金の交付を受けて BEMS を導入した事業所の電力使用状況について、KISE に報告する必要があります。なお、この電力使用状況の報告は、BEMS 提供事業者を通じて行ってください。

尚、提出時期につきましては、次の通りのグループ分けを行います。

運用開始月が平成 27 年 8 月までの場合は **Aグループ**、運用開始月が平成 27 年 9 月以降の場合は **Bグループ** とします。

※ 報告のあったデータは、事業所を特定できない形で公表する場合がありますので、予めご了承ください。

① 電力使用状況の報告事項

補助対象 BEMS を導入した事業所の電力消費量データを報告してください。電力消費量は全体のみで可。空調、照明等の内訳は不要です。

② 提出データ内容

提出時期	提出データ内容	提出方法
第1回報告 Aグループ 平成27年10月末 Bグループ 平成28年4月末	(A) 補助対象 BEMS の運用開始月を最終月とする 13 ヶ月分の電力消費量がわかる資料(電気代請求書写し等) 【例】 平成27年8月15日に運用を開始した場合 → 平成26年8月～平成27年8月の月別の電力消費量がわかる資料を提出する	PDF データ メール送信
	(B) 補助対象 BEMS 運用開始月から、次の期間までの電力消費量のデータ。 Aグループ ：平成27年9月末まで Bグループ ：平成28年3月末まで	
第2回報告 Aグループ 平成28年4月末 Bグループ 平成28年10月末	(C) 次の期間の電力消費量 Aグループ 平成27年10月1日～平成28年3月末日 Bグループ 平成28年4月1日～平成28年9月末日	KISE Website から アップロード
第3回報告 Aグループ 平成28年10月末 Bグループ 平成29年4月末	(D) 次の期間の電力消費量 Aグループ 平成28年4月1日～平成28年9月末日 Bグループ 平成28年10月1日～平成29年3月末日	

③ データフォーマット

②の(B)～(D)のデータフォーマットは次に示す形式を満たしてください。粒度は30分単位で、補助対象 BEMS から抽出したものに限り、データフォーマットのサンプルは KISE Website からダウンロードできます。

【例】 平成28年2月15日から平成28年3月31日まで

日時	電力消費量(kWh)
201602150030	55.0
201602150100	87.0
201602150130	123.0
⋮	⋮
201603312300	288.0
201603312330	196.0
201604010000	80.0

④ データ提出方法

提出データ	提出方法
(A)	電気代請求書写し等を PDF 化して、PDF データを KISE 宛て (kise@kise.kyoto.jp) にメールで送信してください。
(B)～(D)	KISE Website のデータ提出用ページ (http://kise.kyoto.jp/data) からデータをアップロードしてください。

※ 提出データについて、BEMS 提供事業者が他の方法を希望する場合は、事前にご相談ください。

4. その他・注意事項

4-1. 事業内容を変更する場合

事業計画書のうち、

- (1) 事業の実施場所の変更
- (2) システム構成等の大幅な変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

のいずれかを行う必要が生じた場合、補助金変更承認申請書（様式第 5 号）を提出し、KISE 理事長の承認を受ける必要があります。

4-2. 事業を中止または廃止する場合

事業を中止、または、廃止する場合は、補助金中止（廃止）届（様式第 6 号）を提出し、KISE 理事長の指示を受ける必要があります。

4-3. 補助事業の遅延等の報告

補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったときや、補助事業の遂行が困難になったときは、その旨を速やかに KISE 理事長に報告し、指示を受ける必要があります。

4-4. 補助金の交付の取消と補助金の返還

補助事業者が、

- (1) 補助金交付要領に違反したとき
- (2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、または、不正な行為があったとき

のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部、または、一部を取消すことがあります。

また、補助金の交付が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、KISE 理事長は補助金の返還を補助事業者に求めることがあります。

4-5. 取得財産の管理

事業が完了した後も補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、様式第 10 号による取得財産管理台帳を備え、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ってください。

また、取得財産のうち取得価格、または効用の増加価格が 50 万円以上のものについては、法定耐用年数、または、交付決定の日から 10 年のいずれか短い期間において、KISE 理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、または、担保に供することはできません。前述の期間内に取得財産を処分しようとするときは、様式第 11 号によりあらかじめ KISE 理事長の承認を受ける必要があります。

4-6. 補助金の経理等

本事業の経費については、他の経理と明確に区分して帳簿、および証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておいてください。また、帳簿、および証拠書類については、事業の完了した日の属する年度の終了後 10 年間保存する必要があります。

※ 注意事項については補助金交付要領を必ずご確認ください。

5. 各様式別の記入例

記 入 例

様式第1号（第4条関係）

平成27年11月28日

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ理事長 様

所 在 地 京都市下京区葛籠屋町515-1

名 称（法人名）株式会社 あいうえお商事

代 表 者 役 職 名 代表取締役社長

氏 名 京都 太郎

㊟

京都府BEMS導入支援事業補助金交付申請書

京都府BEMS導入支援事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金1,000,000円（千円未満切り捨て）

2 添付資料

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業収支予算書（様式第3号）

(3) その他添付資料

- ア 法人登記事項証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの） ※法人の場合
開業届または所得税等申告書の写し ※個人事業者の場合
- イ BEMS導入に関する見積書の写し（所要額の内訳がわかるもの）
- ウ 事業実施場所の写真及び配置図
 - ①BEMS機器設置予定場所の現況写真
 - ②BEMS機器配置図（建物図面（縮尺任意）にBEMS機器設置予定場所を明示したもの）
- エ システム概要図（導入するBEMSのシステム構成、ネットワーク等の概要がわかるもの）
- オ 府税に滞納がないことの証明書（申請日前3箇月以内に発行されたもの）
- カ 事前着手届（様式第4号） ※補助金交付決定前に事前着手する場合

記 入 例

様式第2号（第4条関係）

事 業 計 画 書

1 申請事業者の概要

申請事業者名	株式会社 あいうえお商事
本社（主たる事務所）の所在地	（〒123-4567） 京都市下京区葛籠屋町515-1
資本金または出資金の額	1000万円
常時使用する従業員の数	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">正社員人数</div> 15人
業 種	機械器具卸売業
京都府又は京都市の地球温暖化対策条例に規定する特定事業者への該当	<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
担当者連絡先	所属・役職・氏名： 総務部 総務課長 京都花子 T E L : (0 7 5) 1 2 3 - 4 5 6 7 F A X : (0 7 5) 1 2 3 - 4 5 6 8 E - m a i l : a b c d e f g @ h i j k . c o . j p

2 事業の概要

事業実施場所	事業所名：株式会社あいうえお商事本社 所在地：京都府京都市下京区葛籠屋町515-1
事業実施期間（予定）	着手時期：平成 28年 1月 5日（予定） 完了時期：平成 28年 2月 28日（予定）
電力契約	電力会社 関西電力
	契約電力 120kW
計測・制御対象のエネルギー	計 測 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 油 <input type="checkbox"/> その他
	制 御 <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 油 <input type="checkbox"/> その他
補助対象BEMS	登録番号 33-3
	名 称 KISE-Light
事業内容 ※計測（必須）、制御（任意）の対象の詳細（空調、照明等の別）、点数等を記載のこと	（計測）計量 1点（電力メータ） 空調 5点 照明 7点 （制御）空調 3点 照明 5点

注)

- ※ □印は、該当するものにチェック（「レ」または「■」）してください。
- ※ 工場は補助対象事業所となりません。

記 入 例

様式第3号（第4条関係）

事業収支予算書

（単位：円）

	区 分	充 当 配 分		計	備 考
		システム本体	消費税・地方消費税		
収入	本 補 助 金	1,000,000	(E)	1,000,000	(G-D) × 1/2 以内 上限:2,500,000円
	国、市町村 等の補助金	(D) 0	0	0	
	自 己 資 金	1,000,000	(F) 160,000	1,160,000	
	計	(A) 2,000,000	(B) 160,000	(C) 2,160,000	

	区 分	費 用 配 分		計	備 考
		システム本体	消費税・地方消費税		
支出	設 備 費	1,100,000	88,000	1,188,000	
	工 事 費	900,000	72,000	972,000	設計費、検査費等 の一時経費を含む
	計	(G) 2,000,000	(H) 160,000	(I) 2,160,000	

注)

※本補助金は消費税及び地方消費税には充当できませんので(E 欄は空欄)、当該分の消費税及び地方消費税は、自己資金を充当する消費税及び地方消費税(F 欄)の中に入れてください。

※次の等式が全て成り立つこと。

$$(A) + (B) = (C)、(G) + (H) = (I)、(A) = (G)、(B) = (H)、(C) = (I)$$

記入例

様式第4号（第4条関係）

交付決定前に工事を着手する場合のみ提出してください。

平成27年11月28日

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ理事長 様

所在地 京都市下京区葛籠屋町515-1

名称（法人名）株式会社 あいうえお商事

代表者 役職名 代表取締役社長

氏名 京都 太郎



京都府BEMS導入支援事業補助金事前着手届

平成27年11月28日付けで申請の京都府BEMS導入支援事業について、交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業着手の理由

平成27年12月5日に着工する本社工屋の電気設備補修工事に併せてBEMS導入工事を実施するため。

2 着手（予定）年月日

平成27年12月5日

注) 「事業の着手」とは、契約行為や発注等をいいます。

したがって、交付申請前に発注や請求の行為があったものは、補助対象となりませんので、御注意ください。

記入例

様式第5号（第6条関係）

平成28年1月20日

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ理事長 様

所在地 京都市下京区葛籠屋町515-1

名称（法人名）株式会社 あいうえお商事

代表者 役職名 代表取締役社長

氏名 京都 太郎

㊟

京都府BEMS導入支援事業補助金変更承認申請書

平成27年12月15日付けで交付決定のあった上記事業について、別紙のとおり事業内容を変更したいので、京都府BEMS導入支援事業補助金交付要領に基づき承認を申請します。

記

1 変更の理由

本社社屋の本館に加え、別館にもBEMSを導入するため。

2 変更の内容

<変更前>

本館；計測点 13点 制御点 8点

<変更後>

本館；計測点 13点 制御点 8点

別館；計測点 5点 制御点 3点

3 変更の時期

平成28年1月27日

注) 変更の内容については、事業計画書（様式第2号）及び事業収支予算書（様式第3号）に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は2段書きとし、上段に（ ）書きで変更前の数値等を記載してください。

また、交付申請書の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

記入例

様式第6号（第7条関係）

平成28年1月20日

所在地 京都市下京区葛籠屋町515-1

名称（法人名）株式会社 あいうえお商事

代表者 役職名 代表取締役社長

氏名 京都 太郎



京都府BEMS導入支援事業補助金中止（廃止）届

平成27年12月15日付けで交付決定のあった上記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、京都府BEMS導入支援事業補助金交付要領に基づき提出します。

記

1 中止（廃止）の理由

経営環境の急変により、設備投資計画の見直しを行い、BEMS導入を中止することとしたため。

2 中止（廃止）の時期

平成28年1月20日

記 入 例

様式第7号（第10条関係）

平成28年2月28日

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ理事長 様

所 在 地 京都市下京区葛籠屋町515-1

名 称（法人名）株式会社 あいうえお商事

代 表 者 役 職 名 代表取締役社長

氏 名 京都 太郎

㊟

京都府BEMS導入支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付で交付決定のあった上記事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、京都府BEMS導入支援事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1 事業の完了年月日 | 平成28年2月28日 |
| 2 補助金交付決定額 | 1,000,000円 |
| 3 補助金精算額 | 1,000,000円 |
| （補助対象経費） | （2,000,000円） |

4 添 付 資 料

（1）精算報告書（様式第8号）

（2）その他添付資料

- ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（発注書、請書等）、納品書、請求書
- イ 経費の支払が確認できる資料（銀行振込控え、領収書の写し）
- ウ 事業の実施状況を確認できる写真
- エ その他K I S E理事長が必要と認める資料

記 入 例

様式第8号 (第10条関係)

精算報告書

(単位:円)

	区 分	充 当 配 分		計	備 考
		システム本体	消費税・地方消費税		
収入	本 補 助 金	1,000,000	(E)	1,000,000	(G-D) × 1/2 以内 上限:2,500,000円
	国、市町村 等の補助金	(D) 0	0	0	
	自 己 資 金	1,000,000	(F) 160,000	1,160,000	
	計	(A) 2,000,000	(B) 160,000	(C) 2,160,000	

	区 分	費 用 配 分		計	備 考
		システム本体	消費税・地方消費税		
支出	設 備 費	1,100,000	88,000	1,188,000	
	工 事 費	900,000	72,000	972,000	設計費、検査費等 の一時経費を含む
	計	(G) 2,000,000	(H) 160,000	(I) 2,160,000	

注)

※本補助金は消費税及び地方消費税には充当できませんので(E 欄は空欄)、当該分の消費税及び地方消費税は、自己資金を充当する消費税及び地方消費税(F 欄)の中に入れてください。

※次の等式が全て成り立つこと。

$$(A) + (B) = (C)、(G) + (H) = (I)、(A) = (G)、(B) = (H)、(C) = (I)$$

記入例

様式第9号 (第13条関係)

請求書

金額			百	十	万	千	百	十	円
			1	0	0	0	0	0	0

ただし、京都府BEMS導入支援事業補助金として

上記の金額を請求します

平成28年3月 15日

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ理事長 様

請求者

所在地 京都市下京区葛籠屋町515-1

名称(法人名) 株式会社 あいうえお商事

代表者(職・氏名) 代表取締役社長 京都 太郎



本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 および預金種別	京都あいうえお <input type="checkbox"/> 銀行 信用金庫	かきくけこ支店 <input type="checkbox"/> 普通 当座	第 123456 号
口座名義	(フリガナ) かぶしがいしゃ あいうえおしょうじ 株式会社 あいうえお商事		

記 入 例

様式第 10 号 (第 16 条関係)

取得財産管理台帳

財産名		
区 分		
規 格 ・ 個 数		
耐 用 年 数	年	年
導 入 価 格	主装置、電力計測器、空調コントローラ、照明インターフェースなど、機器ごとに記載してください。	
償却期間 (年数)		
取 得 年 月 日		平成 年 月 日
設 置 (保 管) 場 所		
備 考		

(記入上の注意)

- 1 京都府BEMS導入支援事業補助金交付要領第 16 条の規定により処分を制限された取得財産とともに、減価償却する財産等についても記載してください。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 3 「取得年月日」欄は、検収した年月日を記載してください。

記 入 例

様式第 11 号 (第 16 条関係)

平成 2 8 年 3 月 1 5 日

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ理事長 様

所 在 地 京都府京都市下京区葛籠屋町 5 1 5 - 1

名 称 (法 人 名) 株式会社 あいうえお商事

代 表 者 役 職 名 代表取締役社長

氏 名 京都 太郎



京都府 B E M S 導入支援事業補助金取得財産処分承認申請書

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日付けで交付決定及び平成 2 7 年 3 月 1 5 日付けで額の確定通知のあった上記事業により取得した財産について、やむを得ず処分する必要が生じたので、京都府 B E M S 導入支援事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

1 処分対象となる取得財産

空調コントローラ

2 処分の方法 (廃棄等)

廃棄

3 処分の理由

制御対象の空調機の更新に伴い、空調コントローラを更新する必要が生じたため。

6. 補助対象 BEMS 一覧

本事業では補助対象 BEMS として下記の BEMS が登録されています。

(平成 26 年分の実績分を参考掲載します。)

各 BEMS の詳細については、KISE Website (<http://kise.kyoto.jp/subsidy>) より各機器のリンク先をご確認ください。

登録番号	BEMS 提供事業者名	BEMS の名称
01-1	株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ	EIA-Light
01-2	株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ	EIA-Koume
02-1	日本テクノ株式会社	ES SYSTEM HVM
03-1	パルコスモ株式会社	PN-mXERO
03-2	パルコスモ株式会社	PN-XERO
04-1	株式会社大塚商会 (株式会社洗陽電機)	EnergyEyes (DMX)
04-2	株式会社大塚商会 (日立コンシューマ・マーケティング株式会社)	PN-XERO
05-1	富士電機株式会社	クラウド型 BEMS サービス(GT モデル)
05-2	富士電機株式会社	クラウド型 BEMS サービス(えこ店長モデル)
05-3	富士電機株式会社	組み込み型 BEMS
06-1	ダイキンエアテクノ株式会社	エアネット i (ITM モデル)
06-2	ダイキンエアテクノ株式会社	エアネット i (エントリーモデル)
06-3	ダイキンエアテクノ株式会社	エアネット i (D-BIPS モデル)
07-1	株式会社 大阪ガスファシリティーズ	「もっと save」
08-1	パナソニック株式会社	ECO-SAS DR-MINI
08-2	パナソニック株式会社	ECO-SAS DR
09-1	NK ワークス株式会社	エコデマンドシステム NK-15
10-1	東洋エンジニア株式会社	かんデマ(1)
10-2	東洋エンジニア株式会社	かんデマ(2)
11-1	株式会社エネゲート	デマンドマネジメントサービス
12-1	株式会社エナリス	FALCON SYSTEM
13-1	株式会社 TOSEI	エネルギーマネジメントシステム(ストアーマスターコントローラ)
14-1	アズビル株式会社	savic-netFX2
14-2	アズビル株式会社	savic-netFX2compact
14-3	アズビル株式会社	savic-netFXmini
14-4	アズビル株式会社	savic-netEV
14-5	アズビル株式会社	スマートスクリーン

【お問い合わせ先】



Tel : 075-708-6898 (平日 10 時～17 時) Fax : 075-708-8062

e-Mail : kise@kise.kyoto.jp Website : <http://kise.kyoto.jp/>

〒600-8085 京都市下京区葛籠屋町 515 番地 1